

国際人権活動

2010年9月17日（金）第106号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

国連人権理事会

諮問委員会第5回会期に参加して “グランサコネ通信” より

前田 朗（東京造形大学教授、代表委員）

8月2日～6日、国連欧州本部で国連人権理事会の諮問委員会が開催されました。

諮問委員会の議題が7月29日に国連のウェブサイトに掲載され、2日はハンセン氏病者の権利、3日は失踪、4日は食糧の権利、5日は新しい議題の提案などでした。女性の権利の議題がなくなり、小委員会時代のメインであった戦時性暴力やマイノリティの権利も消されたままです。

ハンセン氏病は数年前の人権委員会のときに、日本財団が国連欧州本部のロビーを借りて展示を行いました。仕事は外務官僚がやるなど日本政府と日本財団が協力してハンセン氏病への取り組みをアピールしていました。その後、議題として取り上げられるようになり、日本政府がいかに努力しているかの宣伝の場になっています。失踪は長年にわたる世界的な問題です。日本政府も拉致問題を取り上げるので重要議題として力を入れています。諮問委員会で何をしたいのかわかりません。強制失踪国際条約でも作るのをめざすのかと思うと、そうした議論はなされていないようです。ハンセン氏病も失踪も食糧の権利も重要課題ですが、なぜ、いま、諮問委員会の議題となっているのかがよくわかりません。戦時性暴力がなぜ議題からはずされたのかはよくわかります。2011年1月会期の議題をチェックしておく必要があります。

8月2日一開会、「ハンセン氏病者の権利」

キスンビン議長（フィリピン）が選ばれ、まず亡くなったマルティネス委員のため黙祷。個人通報作業部会のマルティネスの後任はベンゴア委員（チリ）に決まりました。

議題一覧を見ると女性の権利がなくなったわけではなく、今会期は取り上げないということのようです。また、キスンビン議長は、「女性の権利」を「ジェンダー・パースペクティブ」に変えようと言っていました。会場はガラガラ。500人以上入るところに100人もいません。委員18人、事務局が20人ほど、政府はほとんど欠席で30～40人程度、メディア席に5人、NGO席には私を含めて3～5人、政府席のあいているところに座っているNGOもいるので正確なことはわかりま



8月上旬のジュネーブ、国連欧州本部（右奥の建物）前の噴水。

せんが、それにしても驚くべきガラガラ状態。人権小委員会が諮問委員会に再編され、人権小委員会の機動性が失われ、人権理事会から言われたことをやる下請機関になり議題が絞られたため、MGOはほとんどいなくなりました。諮問委員会に期待で

当面の日程

■ 第5回代表者会議
・10月6日（水）18時30分～
・東京労働会館5F会議室

■ 第6回幹事会
・11月16日（火）18時30分～
・東京労働会館6階応接室

きることが激減したためです。

議題の採択の後、ハンセン氏病者の権利の議題に入り、坂元茂樹委員が準備した報告書のプレゼンテーションを行いました。内容はハンセン氏病者とその家族に対する差別撤廃のための諸原則とガイドラインです。午前の終わりから午後の前半はこの議論。実に顕著だったのは、この議題で発言した政府が日本政府だけだったこと。たいていの議題では10~20ヶ国が発言するのが当たり前なのに。重要な議題ではありますが、なぜ、いま、諮問委員会でハンセン氏病かといえば、日本政府が、ハンセン氏病は現代世界で最も重要な人権問題の一つだ、ぜひとも一日かけて議論すべきだと頑張っているからでしょう。

午前「失踪」

失踪の議題では、失踪問題グループのユセイノフ委員（アゼルバイジャン）とハインツ委員（ドイツ）によるイントロダクション、続いて数人の委員の発言、アルゼンチン、アルメニアなどの政府発言、2つのNGO発言がありました。国内法で恩赦をしてしまう問題をどう規制するか、国際的なモニター・メカニズムは可能か、失踪の定義は明確か、といった議論。

NGOのインディアン・ムーブメント・トゥパク・アマル（IMTA）は、ラテンアメリカの軍事独裁政権による失踪は、もともとアメリカがつくったスパイ養成学校「スクール・オブ・アメリカ」による誘拐、殺害、拷問の訓練の結果であると厳しい批判をした上で、最近CIAが誘拐と拷問による秘密取調べをしているのに EU諸国は知らないふりをしていると徹底批判し、この時だけ会場の和やかな雰囲気が消えました。最後にユセイノフ委員とハインツ委員がまとめの発言をしましたが、IMTAの名前

は出さず完全に無視しました。諮問委員会の限界が露骨に表面化しました。

午前の最後に、日本政府が前日のハンセン氏病者に関連して発言。ガイドラインの修正案だと言って、修正案を読みあげようとした瞬間、ワルザジ委員がポイント・オブ・オーダー。「昨日のセッションで採択して決定したのに、なぜ今日になって突然、修正案が出るのか」と議長に抗議。議長も「日本政府がgeneral commentを求めたので許可した。修正案の提案とは知らなかった」「日本政府は、別のしかるべき場所で発言していただくことにして本日はこれで終了」となりました。

午後は、諮問委員会是非公開。パレ・ウィルソンへ行ってCERD（人種差別撤廃委員会）を傍聴しました。報告書審査はエルサルバドルでした。

8月4日—「食料の権利」

食糧の権利の審議では大土地所有のものさとうきびなどの農場に関連して、先住民族の土地の剥奪、モノカルチャーによる一国経済の混乱、貧農などの労働権の喪失などが取り上げられ、流通メカニズムも含めて富の偏在と貧困の強制が問題だとして議論が盛り上がっていました。ひいては資本主義生産様式そのものの問題性になるはずですが、議論がどんどん大きくなっていくばかりで、実体的権利としての食糧の権利が空中分解しかねませんが。

8月5日—「平和への権利」と「人権の国際協力」

当初の予定議題には含まれて



レマン湖畔の公園では環境保護キャンペーン中

いませんでしたが、2日の開会後の議論で、6月の人権理事会決議を受けて諮問委員会でも議論するべきとのことで議題となりました。

諮問委員会での特別報告者はハインツ委員、他に担当が鄭鎮星委員、ズルフィカー委員、デコー委員。カルタシュキン委員が、平和への権利は、政治用語としてはわかるが、法律用語としては熟していないと盛んに強調していました

NGO発言は、冒頭にデヴィッド・フェルナンデス・ブヤナ（スペイン国際人権法協会）が、これまでのルアルカ宣言、ビルバオ宣言、今年6月のバルセロナ宣言を踏まえて諮問委員会に提出したNGO文書を紹介。アルフレド・デ・ザヤス（国際人権協会）が、ブヤナ発言を受けて、集団的権利としての諸人民の平和への権利について論じ、ミシェル・モノー（国際友和会）が、反テロと平和の権利について、次に私（国際人権活動日本委員会）が、上記のNGO文書を支持し、加えて9条世界会議の紹介の発言をしました。最後にクリストフ・バルビーが軍縮と軍備撤廃へ向けた世界の動向について触れました。

8月6日—決議採択、閉会

諮問委員会は4つの決議（食糧の権利、諸人民の平和への権利、ハンセン氏病、人権の国際協力）を、いずれもコンセンサスで（全員一致）採択しました。

諸人民の平和への権利

人権理事会第5会期諮問委員会での前田朗さんの発言

1. 国際人権活動日本委員会は2010年6月の「諸人民の平和への権利」に関する人権理事会決議14/3を歓迎する。また、私たちはこの会期において「諸人民の平和への権利」宣言の草案(A/HRC/AC/5/NGO/2)に関して幾つかのNGOより諮問委員会に提出された共同の文書発言を歓迎し支持する。この文書は「諸人民の平和への権利」に関する専門部会の総括と勧告を検討するよう諮問委員会に要求している。

2. この点に関し、最近の日本の状況を紹介したい。

戦争根絶のための9条世界キャンペーンの主要な一環として、大規模な会議が2008年5月4日から6日まで日本で開催された。この3日間に亘るイベントで33,000人以上の参加者を全国的に集めた。海外から200近い招待発言者や参加者がすべての大陸を代表して40もの異なる国や地域から会議に参加した。ノーベル平和賞受賞者、知識人、文化人及びNGO運動家の参加を得て、会議は、軍縮、非武装化、そして平和への文化の促進を通して、日本国憲法第9条の原則を実現化するために世界市民が演じることが出来る役割についての対話や議論の場であった。最終宣言が発せられ、その中で、すべての正式招待者や200名以上の日本組織委員会の会員が第9条を「世界平和の仕組みとして行動」できる

「世界の共有財産として」支援する国際キャンペーンを続けることを誓い、各国の憲法の中に同じような平和条項を採択するよう各政府に要請した。

戦争根絶のための9条世界宣言の前文は以下の通り。

「日本国憲法第9条は戦争及び国際紛争の解決手段として武力の威嚇あるいは使用を放棄する。さらに、武力の保持及びその他戦争の発動を禁じる。第9条は日本の法律の一項目だけではなく、世界中で平和を維持するために、他の国々で採択され国際平和の仕組みとして作用することが出来る。

戦争根絶のための9条世界会議は世界の共有財産として第9条を支援する国際運動の構築に努め、武力に依存しない世界平和を訴える。」

そして、この宣言は、日本国憲法第9条やコスタ・リカの憲法第12条と同じ平和条項を憲法の中に導入することにより、戦争及び国際紛争解決の手段として武力の使用や威嚇を放棄するようすべての政府に要請した。

3. 戦争根絶のための9条世界会議の一年後である2009年、追跡調査の国際イベントが500名以上の参加者を得て、コスタ・リカのプンタレーナス港のピースボート船上で開催された。コス

タ・リカ、エクアドル、パナマ、米国、スイス、そして日本からの招待発言者は、日本国憲法第9条やコスタ・リカ憲法第12条の価値をそれぞれの歴史的観点や現在の状況、及び地域的かつ世界的意義において探求した。また、彼らはこの平和条項と国連憲章第26条との結びつきを考察した。この憲章は世界の平和と安全を確立し維持・促進するために、世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最小限に規制する制度の確立を要求しているのである。会議は宣言を採択し、世界軍縮の促進を果たす平和憲法の役割を認めている国連決議を提案し、そして人的・経済的資源の配分に優先順位を変え、持続可能な開発や人の安全及び平和に資金を投資し軍事的支出を減少するよう政府に要請して閉会した。

4. 最後に、私たちは諸人民の平和への権利に関する専門部会の見解と勧告を検討するよう諮問委員会に要請する。特に、平和への権利の二重の側面一個人と集団一の認識とこの問題に関する500以上のNGOによる文書発言に関してである。

結論として、諮問委員会は、平和への諸個人と諸人民の権利に関する宣言案を準備する委員会の権限を拡大するよう人権理事会に要求すべきである。

お知らせ

第14回総会 11月27日（土）に開催

第13回総会から1年がたちました。この1年の活動を総括し、来期の活動を議論・確認するための総会の日程を左記のように決定しました。総会はまた、数少ない会員交流の場でもあります。ぜひご出席ください。

- 日時 2010年11月27日（土）
13時30分開会、16時30分終了（予定）
- 場所 東京労働会館 地下会議室
- 議題 活動の総括と課題、役員体制など
※終了後、交流会を予定（会費2000円予定）

前号（105号）からの活動日誌

- | | | | |
|---------------|-------------------------|----------|---------------------------------|
| 7月9日（金） | 布川事件再審裁判第1回公判 | 6月10日（火） | 子どもの権利委員クラブマン委員と語る東京集会（DCI主催） |
| 7月15日（木） | 川崎礼姫さんセクハラ裁判対策会議 | 8月20日（金） | 「日の丸・君が代」裁判全国原告団・学習交流会 |
| 7月16日（金） | 鈴木信幸さんの解雇をい撤回させる会幹事会 | 8月26日（木） | 鈴木信幸さんの解雇を撤回させる会幹事会 |
| 7月23日（金） | 川崎礼姫さんセクハラ裁判高裁判決 | 9月2日（木） | 社会権規約レポート実行委員会
鈴木信幸さんの解雇事件裁判 |
| 7月24日（土） | 鈴木信幸さんの解雇を撤回させる会団結ハイキング | 9月3日（金） | 日弁連主催「国内人権機関」意見交流会 |
| 7月27日（火） | 第4回代表者会議 | 9月9日（木） | 第5回幹事会 |
| 7月29日（木） | 川崎礼姫さんセクハラ裁判支える会役員会 | 9月10日（金） | 布川事件再審裁判第3回公判
布川事件現地調査（～11日） |
| 7月30日（金） | 布川事件再審裁判第2回公判 | | |
| 8月2日（月）～8日（金） | 人権理事会諮問委員会 | | |
| 8月4日（水） | 鈴木信幸さんの解雇を撤回させる会幹事会 | | |

掲 示 板

<裁判傍聴>

- 田畑和子さん再雇用拒否裁判
・ 9月27日（月）13時30分～
・ 東京地裁615法廷
- 鶴川高校立ち番裁判
・ 9月29日（水）16時30分～
・ 東京地裁立川支部405法廷
- 鈴木信幸さん不当解雇裁判証人尋問
・ 10月29日（火）13時30分～17時
・ 東京地裁632法廷
- キャノン「偽装請負」裁判
・ 11月1日（月）13時15分～
・ 東京地裁527法廷

<集会・シンポ・イベント>

- 沖縄フォーラムin東京「普天間は問いかける」
・ 9月23日（休日）9時45分～16時30分
・ 明治大学リパティホール
・ 発言者 新崎盛暉さん、浦島悦子さん、長谷川均さん、屋良朝さん、前泊博盛さんなど。
・ 参加費1000円（学生500円）
- 国公法弾圧堀越事件・世田谷国公法弾圧事件「最高裁で勝利するための学習決起集会」
・ 9月30日（木）午後7時開会
・ 全労連会館2階ホール
・ 大久保史郎立命館大学教授の講演、弁護団報告など
- 八重樫節子 奏楽堂でうたう
・ 10月6日（水）開園19時
・ 上野公園内 奏楽堂

- ・ ピアノ 興石陽子 お話とピアノ 林光
・ 1000円（全席自由）

- 10・23通達撤回！「日の丸・君が代」強制反対、裁判勝利！学校に自由を！ 10・23集会
・ 10月23日（土）18時15分～20時30分
・ 星稜会館
・ 講演 憲法と「君が代」処分 伊藤真
憲法落語 「火焰内閣」 立川亭小はく
・ 資料代 500円

社会権規約第3回政府報告に対する カウンターレポートの取り組み

原稿締め切りは11月15日（月）
分量は1500字前後

3月18日にスタートした実行委員会は9月2日で5回目となり、年金、慰安婦、非正規・派遣・パート、賃金差別、団結権、不当解雇、奨学金、組合弾圧、奨学金、教育の破壊、医療制度、「日の丸・君が代」問題などの原稿が出され、外国人労働者、過労死・過労自殺・長時間労働、障害者、災害復興・災害被害者、レッド・ページ、高学費、食料・農業、貧困・ホームレスなどのテーマも準備中です。さらに、社会権規約、日本政府報告を読み、レポートに反映させたい問題・テーマがあれば原稿を提出してください。原稿はメール、郵便（ファックス）で。お問い合わせは事務局に。実行委員会にもご出席ください。

★次回実行委員会 11月29日（月）18時30分